

全日本アンサンブルコンテスト予選
西関東アンサンブルコンテスト予選
山梨県アンサンブルコンテスト実施規定

第1章 総 則

- 第 1 条 〈名 称〉
第〇回全日本アンサンブルコンテスト予選、第〇回西関東アンサンブルコンテスト予選、第〇回山梨県アンサンブルコンテスト（以下、コンテストという）という。
- 第 2 条 〈主催団体〉
山梨県吹奏楽連盟とする。
- 第 3 条 〈共催団体〉
朝日新聞社、山梨県教育委員会、アドブレーン・共立・N T T ファシリティーズ共同事業体とする。
- 第 4 条 〈後援団体〉
開催市町村教育委員会、その他、音楽関係・教育関係の諸団体とする。
- 第 5 条 〈開催期日〉
理事会において決定し、原則として、西関東アンサンブルコンテストの約 2 週間前までに実施する。

第2章 実施部門及び人員

- 第 6 条 〈実施部門〉
1 中学生部門 2 高等学校部門 3 大学部門 4 職場・一般部門
- 第 7 条 〈参加人員〉
すべての編成で、3 名以上 8 名までとする。
- 第 8 条 〈参加制限〉
各団体から参加できるチーム数は、原則として 1 チームとする。ただし当分の間、同一年度を実施される吹奏楽コンクールにおいて下記の成績を収めた団体は、もう 1 チームの参加が認められる。
- 中学生…………… A の部金賞及び銀賞受賞団体、B の部県代表団体
高等学校…………… A の部金賞及び銀賞受賞団体、B の部県代表団体
大学…………… 金賞受賞団体
職場・一般……… 金賞受賞団体

第3章 資 格

- 第 9 条 〈参加資格〉
各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。年齢については問わない。尚、下記の 1 項の②③に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する。
- 1 中学生部門
構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生^{*1}の参加は認める。）
参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校
同一中学校に在籍している生徒により編成された団体。
- ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可の

もと編成する団体。ただし、構成メンバーとなる生徒の在籍する学校が本連盟に加盟登録されていることとする。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体で、連盟に加盟登録されている団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※²中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 高等学校部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める。)

① 単独校

同一高等学校に在籍している生徒により編成された団体。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、学校長の許可のもと編成する団体。ただし、構成メンバーとなる生徒の在籍する学校が本連盟に加盟登録されていることとする。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる高校生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドの参加を認める。

3 大学部門

構成メンバーは、同一大学、または同一高等専門学校に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

4 職場・一般部門

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

[職場部門構成メンバー]

同一経営の会社、工場、事務所、官庁などで、経営者又は組合などの認可を得て設立されている団体で、構成メンバーは、その勤務先に常時勤務している者とする。(ただし、職業演奏家は認めない。)

[一般部門構成メンバー]

一般部門の団員資格は自由とする。(ただし、職業演奏家は認めない。)

第10条〈メンバーの重複〉

同一奏者が、二つ以上の出場チームに重複して出場することは認めない。

第11条〈資格喪失〉

参加者の資格に疑義があるときは、出場を停止又は入賞を取り消すことができる。

第4章 演奏及び演奏時間等

第12条〈編成及び構成員〉

- 1 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。
- 2 ピアノの使用は認めない。
- 3 同一のパートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
- 4 独立した指揮者は認めない。

第13条〈演奏曲〉

出場チームは、自由曲1曲を演奏して審査を受ける。ただし、組曲も1曲とみなす。なお、著作権

の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けずに出場することは認めない。

第14条〈演奏時間〉

5分以内とする。演奏時間とは、演奏開始より演奏が終了するまでの時間をいう。なお、演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

第5章 出演順・審査員及び表彰

第15条〈出演順〉

打ち合わせ抽選会において決定する。部門の順序は理事会において決定する。

第16条〈審査員〉

理事会で推薦し、これを理事長が委嘱する。また、審査員の数は5名以上とする。
なお、審査の方法は別に定めたコンテスト審査規定による。

第17条〈参加料〉

参加団体は参加料として、次の表に定める会場費（中学校・高校部門¥8,000 大学・職場一般部門¥10,000 1チームにつき）と、著作権負担金（¥700 1チームにつき）をアンサンブルコンテスト実行委員会へ納入する。

第18条〈規定審査〉

アンサンブルの実施規定に違反のあった場合は、その都度規定審査会の協議を経た上で、処分を受ける対象となる。

第19条〈規定審査会〉

規定審査会は、アンサンブル規定に明らかな違反が認められた場合、その処分等の対象を協議する会である。

第20条〈規定審査会の構成〉

規定審査会の組織は、審査員・正副理事長・事務局長・第三事業部長、及び規定審査実行委員により構成する。

第21条〈表彰〉

審査の結果、原則として各部門ごと金賞・銀賞・銅賞・奨励賞のいずれかを贈るものとする。ただし、第14条に定められた演奏時間を超過した団体には、別に努力賞を贈る場合もある。

第6章 県の代表推薦

第22条〈支部推薦〉

各部門の金賞受賞団体のうち、連盟より推薦を受けたチームは、西関東アンサンブルコンテストに、山梨県の代表として出場する資格が与えられる。

第7章 罰 則

第23条〈処分〉

実施規定等に違反したと認められた場合は、規定審査会の協議を経た上で、理事長が失格などの処分を下すことができる。

第8章 細目等

第24条〈運 営〉

コンテストの準備運営は、別に定めた細則により、第三事業部を中心に組織された実行委員会が担当する。また、実行委員長は原則として第三事業部長が務める。なお、コンテストに参加する団体は、必ず1名以上（顧問・指導者）を実行委員として、実行委員会に派遣しなければならない。ただし、実行委員は原則として演奏者以外の者とする。

第9章 附 則

第25条〈附 則〉

本実施規定は、原則として全日本アンサンブルコンテストの実施規定に準拠する。

また、本規定は、必要に応じ理事会の議を経て改正することができる。

1. 昭和58年4月30日一部改正、第7回・コンテストより施行する。
2. 本規定は、平成11年5月1日に一部改正施行する。
3. 本規定は、平成17年4月24日に一部改正施行する。
4. 本規定は、平成18年4月22日に一部改正施行する。
5. 本規定は、平成21年4月26日に一部改正施行する。
6. 本規定は、平成22年4月25日に一部改正施行する。
7. 本規定は、平成23年4月24日に一部改正施行する。
8. 本規定は、平成26年4月27日に一部改正施行する。
9. 本規定は、平成28年4月24日に一部改正施行する。
10. 本規定は、令和2年4月26日に一部改正施行する。
11. 本規定は、令和4年4月24日に一部改正施行する。
12. 本規定は、令和5年4月23日に一部改正施行する。
13. 本規定は、令和6年4月21日に一部改正施行する。
14. 本規定は、令和8年4月26日に一部改正施行する。